

衣浦東部ごみ処理広域化計画 【概要版】

1. 計画の目的

衣浦東部ブロック（以下「本圏域」という。）を構成する各市（碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市）では、平成13年度に「衣浦東部ごみ処理広域化計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、ごみ処理の広域化体制を構築するための方針を定めました。

以降、今日に至るまで、国においては循環型社会形成推進基本法に基づく各種リサイクル法が整備されるなど廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）政策の充実が図られてきました。また本圏域構成各市においてもさまざまな3R施策が展開されてきました。

本計画は、現行計画策定後のごみ量の推移など諸条件の変化を分析し、必要な見直しを図ることにより、本圏域における広域処理体制の構築を図ることを目的とするものです。

2. 計画期間

平成21年度から平成40年度までの20年間

3. 広域化の方針

(1)ごみの排出抑制・減量化の徹底、リサイクルの推進

効率的な資源・エネルギーの利用とごみの発生抑制や適正処理、再利用、資源化等を行うことにより、「廃棄物循環型社会」の形成を目指します。

(2)廃棄物処理施設の広域整備

広域の中で環境の負荷軽減やエネルギーの有効利用、事業コストの削減、市民への啓発・サービスの充実等の観点に着目しつつ、効率的な処理体制等を兼ね備えたシステムを構築します。

(3)効率的な収集・処理の確立

廃棄物処理施設の広域化と併せ、効率的な収集運搬体制を構築します。

(4)環境保全型施設の整備

廃棄物処理施設の建設にあたっては、ダイオキシン類をはじめとする有害物質の発生抑制や焼却残さの高度処理及び資源化など、環境保全対策に万全を期するものとします。また、地球温暖化防止に寄与するなど、地球環境に与える負荷を軽減させる施設づくりを進めます。

(5)自区内処理の確保

廃棄物の中間処理から最終処分までを含めて、本圏域内での自区内処理を目指します。

(6)過渡期の対応

施設整備に伴う過渡期の対応は、本圏域の5市で可能な限り協力を図ります。

4. ごみ排出抑制・リサイクルの方針

循環型社会形成推進基本法に掲げられる 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の基本方針に基づき、市民・事業者との理解と協力の下、各市が連携して進めます。

(1)市民の取り組み

日常の消費生活において、以下の 3R 行動を心がけます。

①リデュース（発生抑制）

- 購入時におけるごみの排出抑制に努めます。
- 消費時におけるごみの排出抑制に努めます。

②リユース（再使用）

- リターナブルびんや、詰め替え容器を使用します。
- 不用品交換やフリーマーケットを活用するなど、不用物の再使用に努めます。

③リサイクル（再生利用）

- 再生品を積極的に購入します。
- 家庭内で生ごみを堆肥化するなど、生ごみの有効利用を進めます。
- 販売店の引き取り、下取りを活用したり、店頭回収や集団回収を積極的に活用します。
- 資源分別排出を徹底し、品質の良い資源分別収集に協力します。

(2)事業者の取り組み

ごみの排出者として、日常の事業活動においてごみの 3R 行動を徹底し、排出された事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の自己処理責任に基づき、適正な処理を行います。

また、製造・販売事業者として、製品の資源使用量の削減や簡易包装の実施、消費者からの製品、包装材等の回収を積極的に行うなど、家庭系ごみの削減に繋がる取り組みを進めます。

(3)行政の取り組み

行政は、ごみの 3R に関する市民・事業者の自主的な活動の促進を支援するとともに、排出されたごみについては適正な分別収集、中間処理、最終処分のシステムを構築し、循環型社会の形成を進めます。

5. 広域化の進め方

現有施設の供用年数の違いを踏まえ、焼却施設等を段階的に統合していくこととし、将来的には「中間処理」、「最終処分」、「し尿処理」、「リサイクル」の各市の役割分担に基づく適正な配置を目指すこととします。

(1)焼却処理施設

広域圏の焼却処理は、以下の2施設体制を基本として目指すこととします。

- 平成21年度稼働の刈谷知立環境組合クリーンセンター
- 衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦、安城市環境クリーンセンターの建て替えに伴う焼却施設の統合

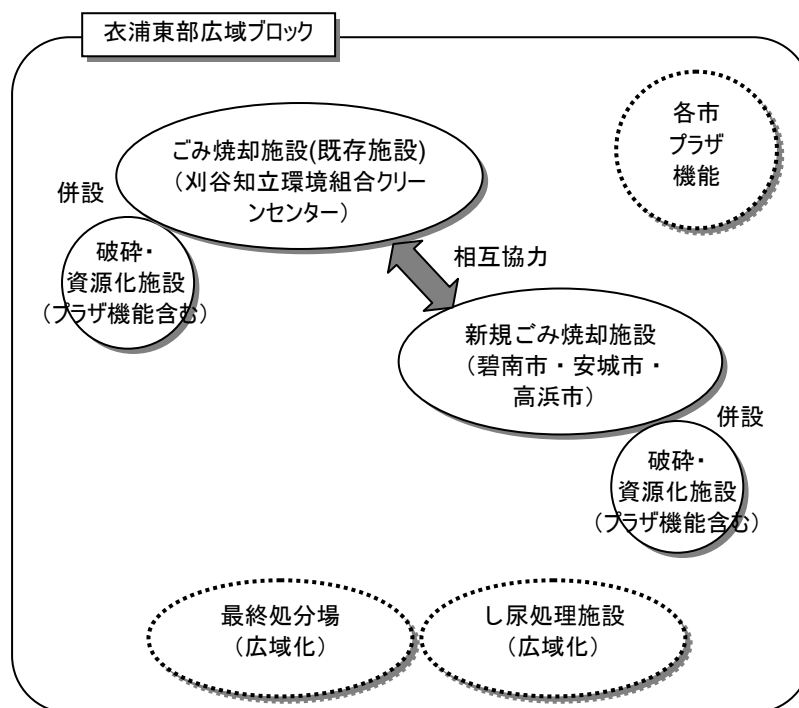


図 広域化の基本方向

ただし、碧南市・安城市・高浜市の統合施設の具体的な建設計画の策定にあたっては、計画策定時のごみ減量目標達成の進捗度合いや新技術動向等について精査し、現行施設体制を踏襲した「刈谷知立環境組合クリーンセンター」、「クリーンセンター衣浦の建て替え」、「安城市環境クリーンセンターの建て替え」の広域3施設体制との比較検討を改めて実施することとします。

(2)破碎・資源化施設

粗大ごみ・不燃物の破碎・資源化施設はごみ焼却施設と併設することを基本とします。資源物の資源化施設については、各市とも民間業者等への委託を実施しているため、その状況を踏まえて適正配置を図ります。

(3)最終処分場

最終処分すべき残さの減量を図り、集約化を目指していきます。

(4)し尿処理施設

し尿処理量は下水道の普及等により年々減少傾向にあるため、流域下水道への投入を図るなどして、施設の簡略化・集約化を順次図っていきます。

○計画実施スケジュール

現行計画では、衣浦衛生組合クリーンセンター衣浦および安城市環境クリーンセンターの統合施設の供用開始を平成 31 年度としていましたが、各市のごみ減量・資源化の取り組みが進んできたことと、施設メンテナンスにより延命化が可能であると判断し、平成 24 年度を目途に施設整備の検討を開始し、平成 33 年度までに新統合施設の供用開始を目指すこととします。

表 計画実施スケジュール

年 度		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33～
広域化計画		見直し					見直し					見直し			
刈谷知立環境組合 クリーンセンター			供用 開始				継続 使用								
広 域 化 検 討	衣浦衛生組合クリー ンセンター衣浦		継続 使用												
	安城市環境クリー ンセンター		継続 使用			検討 開始		施設計画策定・地元調整・建設						供用 開始	

また、広域化の推進にあたり、今後以下の事項に留意していきます。

(1)各市ごみ減量目標の達成状況

各市のごみ処理基本計画等に掲げるごみ減量目標の達成進捗状況について随時点検します。

(2)地球温暖化対策に係る動向

焼却余熱利用、生ごみのバイオマス利用など、廃棄物エネルギーの有効利用等に関する地球温暖化対策の国の新たな動向について留意していきます。

(3)リサイクル関連法制度の動向

容器包装リサイクル法(改正 平成 18 年法律第 76 号)の次の見直し(平成 22～23 年度予定)等、リサイクル関連法制度の動向に留意していきます。

(4)効率的収集運搬体制構築のためのデータ把握

効率的な収集運搬体制の構築に向けて、圏域内の必要な収集データの蓄積を図ります。

(5)地元住民の理解と協力に対する配慮

廃棄物処理施設、周辺余熱利用施設等の整備にあたっては、周辺住民の理解と協力を十分得ていくものとします。